平成２９年（フ）第７号
千葉県銚子市新生町２丁目６番地の12
債務者　山口　夏江
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４号
堺市中区八田西町２丁３番20―209号
債務者　藤田　寛美
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
大阪府大阪狭山市池尻中１丁目５番12号（102号）
債務者　近藤　裕幸
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
大阪府河内長野市木戸東町７番17―106号
債務者　向井ひろみ
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
堺市中区深阪４丁５番37号
債務者　吉野　和弘
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
堺市中区深井中町524番地１、前住所堺市中区福田603番地　17―104号
債務者　金谷　侑紀
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
大阪府羽曳野市はびきの３丁目２番15号
債務者　田中　克治
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
堺市西区原田62番地13
債務者　文野　智穂（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
大阪府羽曳野市東阪田158番地の１（101）
債務者　小松　広隆
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
北海道室蘭市白鳥台２丁目８番３―402号
債務者　森　智佳子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
盛岡市手代森20地割40番地２、旧住所千葉県柏市千代田１丁目５番29号　コーポＹＡＭＡＺＡＫＩ―105号
債務者　向田　辰巳
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４号
福島県大沼郡会津美里町字北川原14番地ハーモニーほんごう、前住所福島県会津若松市湯川町８番38号
債務者　五十嵐常雄
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
長崎県長崎市大鳥町１番６号
債務者　山道　　隆
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
長崎県長崎市かき道１丁目21番４号
債務者　山下　和教
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
北海道沙流郡日高町富川東１丁目４番４―３号
債務者　河原　郁世
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
青森県八戸市大字白銀町字中平36番地２
債務者　磯島　美香
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
仙台市太白区若葉町16番24号　サンコーポ105、従前の住所仙台市太白区泉崎１丁目10番35号　泉崎ハイツＹ102
債務者　佐藤　一成
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
富山県氷見市園1234番地４　コーポさっさき103号
債務者　松本　　健
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
富山地方裁判所高岡支部